|  |  |
| --- | --- |
| 議  事  概  要 | ◎ 一般審査の終了について  　　　　・大橋委員（維新）の質問終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。  　◎ 知事質問の取扱いについて  　　１　知事への質問要求  　　　　〔別紙「商工労働常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕  　　　　・これまでの審査過程で１名の委員から要求があり、項目について了承。  　　　　・会派の持ち時間は、公明党１０分。  　　　　・以上の協議に基づき、「知事質問予定概要一覧」を事務局に作成させ、府議会ホームページに掲載するとともに、委員会当日に、各委員、報道関係者及び傍聴者に配付。  　　　　・質問は、質問項目の範囲内で行うよう依頼。  　　　　・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。  　　２　知事質問の日程  　　　　・議長団において調整の結果、３月１７日(木)午前１０時から行うことを報告。  　　　　・知事質問時に資料等を使用する場合は、３月１６日(水)午後５時までに資料の写しを提出するよう要請。  　　　　・知事質問は、第１委員会室で実施。  　　３　知事質問日の委員会の進め方  　　　　・委員会の再開宣告後、知事質問を実施。  　　　　・質問終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、意見開陳の有無、付託案件に対する賛否等を確認。  　　　　・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。  　◎ 次回の代表者会議について  　・次回の委員会の知事質問終了後の休憩時に開会。 |